

伊勢市育児・家事支援事業実施要領

1 目的

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

2 対象者

この事業の対象者は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、市の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると認められる、次に掲げるような状態にある者とする。

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ②食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④その他、事業の目的に鑑みて、市が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

3 実施主体

この事業の実施主体は、伊勢市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に事業の一部を委託することができる。

4 支援内容

支援の内容については、対象家庭を訪問し、①若しくは②又は①②を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ、市が必要と認めた場合、以下の内容を包括的に実施する。

- ①家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- ②育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）
- ③子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- ④地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市への報告

5 実施方法

(1) 訪問支援員の要件

訪問支援員については、以下のいずれの要件を満たし、本事業による支援を適切に行う能力を有するものとする。

①(2)に規定する研修の内容を踏まえた市が適当と認める研修を修了した者

②以下（ア）～（ウ）に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

（ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（イ）児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 令）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（ウ）児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者

③訪問支援員は、保健師、助産師、看護師、保育士等の有資格者のみならず、子育て経験者やヘルパー等がなることも可能であり、資格要件は問わない。また、訪問の際は、身分証を掲示するなどして、市からの訪問者であることを明確にすること。

(2) 訪問支援員の研修

訪問支援員の質を担保する観点から、研修は、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報適切な管理や守秘義務等について必ず実施すること。また、育児・養育支援を行う訪問支援員に対しては、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とするもの）について、必ず実施すること。ただし、他の研修の修了をもって習得できると市が判断した部分について、省略しても差し支えないものとする。

実施にあたっては支援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努めること。

(3) 支援の流れ

①市は、児童、保護者及び妊婦からの相談等や関係機関からの相談・情報提供等により、本事業の支援が必要と認められる場合には実施を決定する。

②市及び事業者は本事業を実施するにあたり、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）や関連する市の条例等を遵守すること。事業者への情報提供に当たっては市が利用者の同意を得ることを基本とする。

○提供・共有情報

児童の基礎情報	氏名、住所、生年月日、性別、所属（保育所・学校名等、学年、クラス）、世帯構成など
児童の抱える疾患	児童の抱える疾患（アレルギー情報など）や特性、障がいなど
保護者等の状況	氏名、続柄、住所、連絡先、勤務先、保護者等の抱える疾患や障がいなど
本事業の支援を行うことが適切であると判断した事由	児童や家庭の状況など
サポートプランの内容	解決すべき課題、意向、支援の種類・内容、見直しの時期、その他市が必要と認める事項
福祉サービス・機関等の利用状況	生活保護や各種手当の受給など
過去の相談履歴	虐待相談・通告等の履歴など
行政以外のサポート体制	祖父母、親戚、友人等のサポートの状況など

③支援の開始にあたっては、保護者等の個々のニーズ、家庭状況等の情報に基づき、必要な支援策を検討し、具体的な支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容、期間、方法、支援者等について計画（別紙1）を策定し決定する。

④事業者は本事業の支援計画に基づき日程調整を行い、訪問支援を実施する。

⑤市は、支援の経過について訪問支援者から別紙2により報告を受け、支援の実施や家庭の状況について把握する等、支援における経過についての進行管理を行う。

⑥市は、事業を受託した社会福祉法人等から別紙3により、訪問の実施状況の報告を受ける。

⑦市は、支援の目標が達成されたかどうか、養育環境が改善されたかどうか等の支援後の評価を行い、支援の終結決定についても事業担当者、訪問支援員、関係機関等と協議の上決定する。

6 守秘義務

事業の実施を通じて、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。